

2019

# 牛久市議会

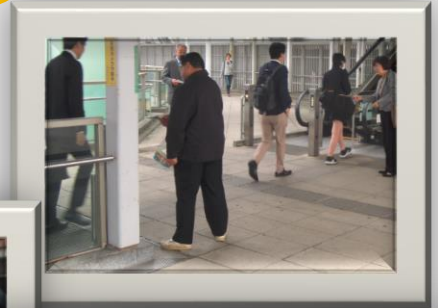
議

会

報

告

会



## 次 第

開会のことば

議長あいさつ

第 1 部

総務常任委員会

教育民生常任委員会

産業建設常任委員会

第 2 部

ワークショップ形式による意見交換会

- ・ 議会って何をしているの？
- ・ 議会でどんなことを話し合っているの？
- ・ 市民の生活とどう関係あるの？

みなさまのご意見をお聞かせください

意見交換会のまとめ

閉会のことば



## 牛久市議会 議会改革のあゆみ

- 平成25年3月 議会改革特別委員会設置
- 平成26年6月 一般質問において一問一答方式を導入
- 平成26年7月 牛久市議会初の議会報告会を開催
- 平成27年4月 議会だより編集委員会を常任委員会化
- 平成28年11月 市民セミナーを開催
- 平成29年2月 傍聴席に50インチモニターを設置・議場内カメラの更新
- 平成29年6月 議会基本条例を制定
- 平成29年7月 政務活動費収支報告書と領収書をホームページにおいて公開
- 令和元年6月 議会改革推進特別委員会設置
- 令和元年6月 広聴特別委員会設置
- 令和元年6月 議員の兼業等報告書をホームページにおいて公開
- 令和元年8月 議員の税等納付状況をホームページにおいて公開



# 総務常任委員会

委員長／黒木 のぶ子 副委員長／長田 麻美

委員／利根川 英雄・板倉 香・市川 圭一・鈴木 勝利・加川 裕美

## 防災と危機管理

台風15号19号の被害に遭われた方へ心からお見舞い申し上げます  
牛久市の被害状況

台風15号による被害状況

最大瞬間風速	29.1m/s	観測地点：牛久第二中学校
総雨量	100.5mm	観測地点：ひたち野うしく小学校
家屋倒壊	なし	
床上浸水	なし	
床下浸水	なし	
停電	約4,300件	
断水	停電による断水	
避難所開設	1カ所	
農業被害	パイプハウス：21件、畜舎：10件、大根3ha、白菜2ha、りんご1ha、梨1ha、メロン0.2ha	

台風19号による被害状況

最大瞬間風速	28.9m/s	観測地点：牛久市役所
総雨量	123.5mm	観測地点：牛久市役所
家屋倒壊	なし	
家屋一部損壊	11件	
床上浸水	なし	
床下浸水	なし	
停電	女化町：約200件、さくら台3丁目：100件未満、さくら台4丁目：100件未満、ひたち野東2丁目：100件未満	
断水	停電による断水	
避難所開設	3カ所	
農業被害	パイプハウス：15件、白菜5ha、りんご2ha、ブロッコリー：5ha、水稲（飼料用米）0.3ha	

# 避難指示が出た場合

- 第1次避難場所（指定緊急避難場所）開設は施設管理者の協力を得て各行政区長等が行います。
- 第2次避難場所（指定避難所）開設は避難所従事職員が行い、福祉避難所の開設は、保健福祉部職員が行います。

保健福祉部社会福祉班

総合福祉センター、三日月橋生涯学習センター、奥野生涯学習センター

教育委員会避難所班

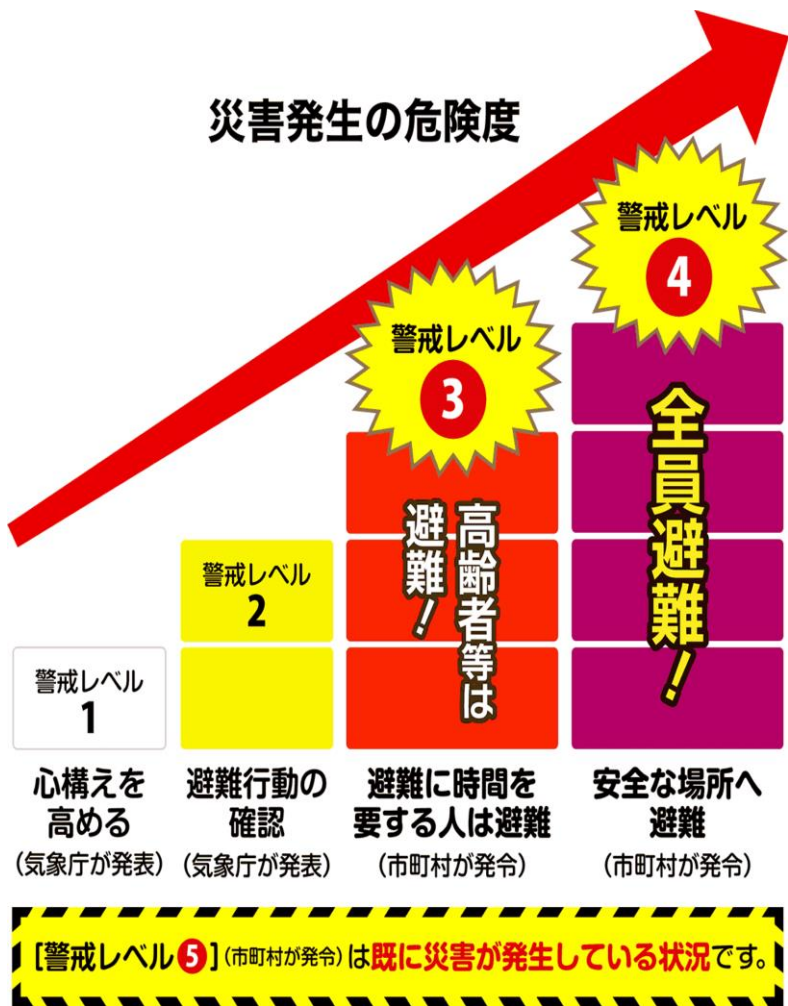
小学校（8校）、中学校（5校）、高校（3校）、牛久運動公園

生涯学習センター一班

中央生涯学習センター

- **土砂災害警戒及び特別警戒区域（市のホームページから公図で確認してください）**  
新地町-1、刈谷5丁目-1、南5丁目、城中町-1、刈谷1丁目-1、田宮町-1、新地町-2、刈谷1丁目-2、刈谷5丁目-2、田宮町-2、小坂町、久野町、新地町-3、新地町-4、城中町-2、正直町、島田町、城中-3、新地-4、新地-5、新地-6、新地-7、新地-8、中央、城中-4、井ノ岡、奥原-1、奥原-2、奥原-3、奥原-4、奥原-5、奥原-6、遠山

# 災害発生の危険度



警戒レベル	避難行動等	避難情報等
警戒レベル 5	既に災害が発生している状況です。 <b>命を守るための最善の行動</b> をとりましょう。	災害発生情報 ※2 ※2 災害が実際に発生していることを把握した場合に、可能な範囲で発令 (市町村が発令)
警戒レベル 4 全員避難	<b>速やかに避難先へ避難</b> しましょう。 公的な避難場所までの移動が危険と思われる場合は、近くの安全な場所や自宅内のより安全な場所に避難しましょう。	避難勧告 避難指示 (緊急) ※3 ※3 地域の状況に応じて緊急的または重ねて避難を促す場合に発令 (市町村が発令)
警戒レベル 3 高齢者等は避難	<b>避難に時間を要する人 (高齢の方、障害のある方、乳幼児等) とその支援者</b> は避難をしましょう。その他の人は、避難の準備を整えましょう。	避難準備・高齢者等避難開始 (市町村が発令)
警戒レベル 2	避難に備え、ハザードマップ等により、自らの <b>避難行動を確認</b> しましょう。	洪水注意報 大雨注意報等 (気象庁が発表)
警戒レベル 1	災害への心構えを高めましょう。	早期注意情報 (気象庁が発表)



# 牛久市の情報の伝達・収集

防災無線、ケーブルテレビ、FM牛久、インターネット

- 緊急放送、緊急放送、警戒レベル4、避難開始。  
緊急放送、緊急放送、警戒レベル4、避難開始。
- こちらは、牛久市です。
- ○○地区に洪水に関する警戒レベル4、避難勧告を発令しました。
- ○○川が氾濫するおそれのある水位に到達しました。
- ○○地区の方は、速やかに全員避難を開始して下さい。
- 避難場所への避難が危険な場合は、近くの安全な場所に避難するか、屋内の高い所に避難して下さい。

## どの警戒レベルが出たら、どう行動すればいいの？

「警戒レベル3」で高齢者等は避難、「警戒レベル4」で全員避難を。警戒レベルは、災害発生の危険度が高くなるほど数字が大きくなります。警戒レベルが発表されたとき、それぞれの段階で、住民の方々はどのような行動をとればいいのでしょうか。最大のポイントは、「警戒レベル3」が発令されたら、高齢の方や障がいのある方など避難に時間のかかる方やその支援者の方は避難し、それ以外の方は避難の準備をすること。そして、「警戒レベル4」が発令されたら、対象となる地域住民の方々は全員避難することです。

警戒レベル	住民がとるべき行動	住民に行動を促す情報	住民が自ら行動をとる際の判断に参考となる情報 (警戒レベル相当情報)	
		避難情報等	防災気象情報	
			洪水に関する情報	土砂災害に関する情報
5	既に災害が発生。命を守るための最善の行動をとる	災害発生情報	・氾濫発生情報 ・大雨特別警報(浸水害)	・大雨特別警報(土砂災害)
4	<b>全員避難</b> ・指定緊急避難場所等への立ち退き避難 ・災害が発生するおそれが極めて高い状況のため緊急に避難	避難勧告 避難指示(緊急)	・氾濫危険情報 ・洪水警報の危険度分布(非常に危険)	・土砂災害警戒情報 ・土砂災害に関するメッシュ情報(非常に危険) ・土砂災害に関するメッシュ情報(極めて危険)
3	<b>高齢者等は避難</b> ・高齢者等は立ち退き避難 ・その他の人は立ち退き避難の準備をし、自発的に避難	避難準備・高齢者等避難開始	・氾濫警戒情報 ・洪水警報 ・洪水警報の危険度分布(警戒)	・大雨警報(土砂災害) ・土砂災害に関するメッシュ情報(警戒)
2	避難に備え自らの避難行動を確認	洪水注意報 大雨注意報	・氾濫注意情報 ・洪水警報の危険度分布(注意)	・土砂災害に関するメッシュ情報(注意)
1	災害への心構えを高める	早期注意情報		

※市町村が発令する避難勧告等は、市町村が総合的に判断して発令するものであることから、警戒レベル相当情報が出されたとしても発令されないことがある。

★警戒レベル1から順に住民の方々がとるべき行動をみていきましょう。

- 警戒レベル1は、災害への心構えを高める  
災害発生の危険性はまだ低い段階ですが、気象庁から警戒レベル「早期注意情報」が発表された場合には最新の防災気象情報などに留意するなど、災害への心構えを高めてください。  
早期注意情報は気象庁のページで確認することができます。
- 警戒レベル2は、ハザードマップなどで避難行動を確認  
気象庁から警戒レベル2「大雨注意報」や「洪水注意報」が発表され、災害発生に対する注意が高まってきた段階です。  
ハザードマップで災害の危険性のある区域や避難場所、避難経路、避難のタイミングの再確認など、避難に備え、自らの避難行動を確認しておきましょう。
- 大雨注意報や洪水注意報は気象庁のページで確認することができます。
- 警戒レベル3は、高齢者や要介護者等が避難  
市町村から警戒レベル3「避難準備・高齢者等避難開始情報」が発令された段階です。避難に時間がかかる高齢の方や障がいのある方、避難を支援する方などは安全な場所へ避難しましょう。また、土砂災害の危険性がある区域や急激な水位上昇のおそれがある河川沿いにお住まいの方も、準備が整い次第、この段階で避難することが強く望まれます。  
また、それ以外の方もいつでも避難できるように準備をしましょう。
- 避難情報の発令状況は各自治体やNHKのページ等でも確認できます。
- 警戒レベル4は、対象地域住民の全員避難  
市町村から警戒レベル4「避難勧告」や「避難指示(緊急)」が発令された段階です。対象地域の方は全員速やかに避難してください。災害が発生するおそれが極めて高い状況等で、指定緊急避難場所への立退き避難はかえって命に危険を及ぼしかねないと判断する場合には、近隣の安全な場所への避難や建物内のより安全な部屋への移動等の緊急避難を行ってください。  
また、避難指示(緊急)は必ずしも発令されるものではなく、地域の状況に応じて、緊急的に、または重ねて避難を促す場合に発令されるものですので、避難勧告が発令され次第避難をしてください。
- 警戒レベル5は、“命を守るための最善の行動を”  
市町村から警戒レベル5「災害発生情報」が発令された段階です。すでに災害が発生している状況です。命を守る最善の行動をとってください。  
警戒レベル5になってからは、安全な避難が難しい場合があります。地域の皆さんで声を掛け合って、また、空振りをおそれずに、レベル3、レベル4の段階で安全・確実に避難を終わらしましょう。



# 教育民生常任委員会

委員長／守屋 常雄 副委員長／遠藤 憲子

委員／石原 幸雄・杉森 弘之・秋山 泉・池辺 己実夫・甲斐 徳之助

## 介護保険料の決まり方

### 第7期の介護保険事業計画から 第1号被保険者（65歳以上）の場合

	平成30年度	平成31年度 (令和1年度)	平成32年度 (令和2年度)	合計(単位:千円)
標準給付費見込額	4,724,583	5,129,253	5,837,945	15,691,782
地域支援事業見込額	261,837	274,929	288,675	825,441
合 計	4,986,420	5,404,182	6,126,620	16,517,224
第1号被保険者負担 分相当額(合計 23%)	1,147,876	1,242,962	1,409,122	3,798,961
調整交付金相当額	244,555	265,205	301,077	810,837
弾力化実施の被保険 者見込み数	24,445人	24,951人	25,410人	74,806人

## 65歳以上の介護保険料区分

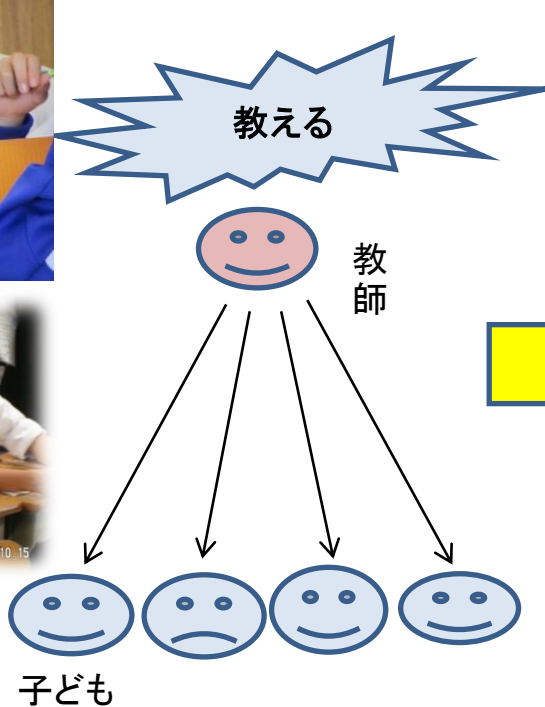
段階	区分基準(第5段階を基準に算出。月額4,800円)	年額保険料	基準額に対する割合
第1段階	老齢福祉年金受給者、世帯全員が住民税非課税及び生活保護者。全員が非課税で合計所得が80万円以下	21,600円	基準額 × 0.375
第2段階	世帯全員が住民税非課税。合計所得が80万円を超え、120万円以下	33,100円	基準額 × 0.575
第3段階	世帯全員が住民税非課税。第1段階所得と第2段階所得に該当しない	41,700円	基準額 × 0.725
第4段階	本人が住民税非課税。合計所得が80万円以下で同じ世帯に課税者がいる	51,800円	基準額 × 0.9
第5段階	本人が住民税非課税。合計所得が80万円を超え同じ世帯に課税者がいる	57,600円	基準額
第6段階	本人が住民税課税。合計所得が125万円未満	66,200円	基準額 × 1.15
第7段階	本人が住民税課税。合計所得が125万円以上200万円未満	72,000円	基準額 × 1.25
第8段階	本人が住民税課税。合計所得が200万円以上400万円未満	86,400円	基準額 × 1.5
第9段階	本人が住民税課税。合計所得が400万円以上	100,800円	基準額 × 1.75

要介護(要支援)認定者数・認定率の推移(認定率は1号被保険者のみ対象)

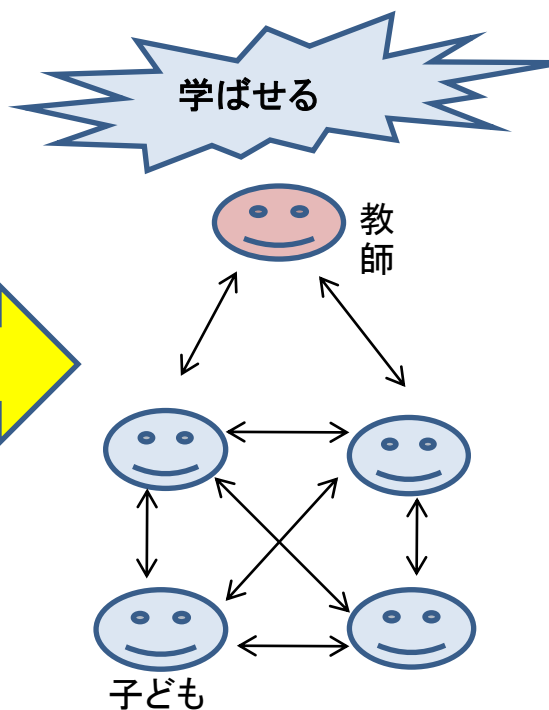
	平成26年3月末 人数・割合	平成28年3月末 人数・割合	平成30年3月末 人数・割合	平成31年3月末 人数・割合	令和1年7月末 人数・割合
(第1号被保険者)	2,230人・100%	2,515人・100%	2,686・100%	2,814・100%	2,917・100%
要支援1	239・10.7	318・12.6	335・12.5	336・11.9	338・11.6
要支援2	<u>263</u> ・11.8	<u>307</u> ・12.2	<u>318</u> ・11.8	<u>331</u> ・11.8	<u>348</u> ・11.9
計	502・22.5	625・24.9	653・24.3	667・23.7	686・23.5
要介護1	444・19.9	475・18.9	544・20.3	569・20.2	586・20.1
要介護2	509・22.8	543・21.6	536・20.0	564・20.0	587・20.1
要介護3	298・13.4	330・13.1	353・13.1	389・13.8	414・14.2
要介護4	239・10.7	298・11.8	327・12.2	346・12.3	349・12.0
要介護5	<u>238</u> ・10.7	<u>244</u> ・9.7	<u>273</u> ・10.2	<u>279</u> ・9.9	<u>295</u> ・10.1
計	1,728・77.5	1,890・75.1	2,033・75.7	2,147・76.3	2,231・76.5
認定率	11.1%	11.4%	11.5%	11.8%	11.8%(4月1日)
第2号被保険者	68人	58人	62人	62人	64人
(介護保険運営協議会)	資料より)				

# 一人残らず質の高い学びを保障する牛久の学校づくり

「主体的・対話的で深い学び（アクティブ・ラーニング）」に取り組む



教師が知識を教え授ける



様々な知識や能力をもった  
子どもが関わり合い育ち合う



学校に居場所  
ができる

## 地域とともにある学校への転換



地域の方に普通遊びを学ばう



専門家による書道教室



障がい者から話を聞く



高齢者福祉施設のお手伝い



地区集会所の清掃

地域防災訓練の一員として



# 地域に開かれた学校（コミュニティ・スクール）

- 子どもの学びの場を学校から地域に広げていきましょう
- 地域総がかりで明日の牛久を背負う子どもを育てましょう
- 子どもも大人も学び合い育ち合う地域コミュニティづくりを長期的な地域の発展につなげましょう

いじめ問題をみんなで考えよう

九九やミシンの学習ボランティアがほしい

地域の行事に参加させたい

子どもたちに田植えなどの体験をさせたい



地域の防災訓練に子どもたちを参加させたい

登下校の安全を確保したい

部活動の外部指導者がほしい

地域と繋がった生きた学びをさせたい



# 産業建設常任委員会

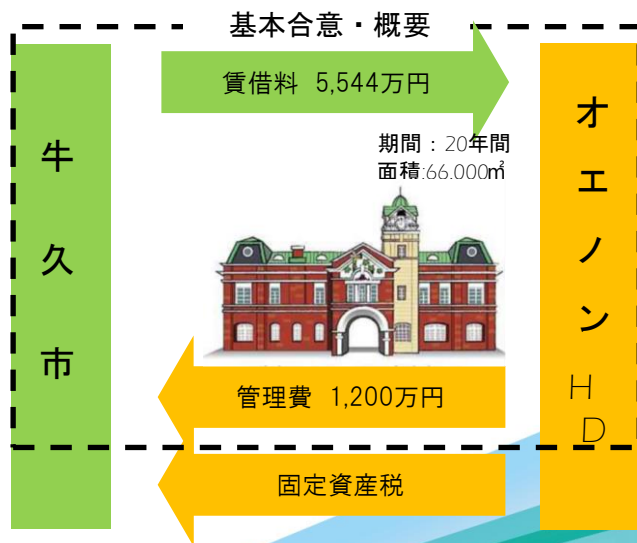
委員長／須藤 京子 副委員長／伊藤 裕一

委員／柳井 哲也・藤田 尚美・諸橋 太郎・山本 伸子・北島 登



## ◆牛久シャトーの復活に向けた取り組み

- 2018.12 レストラン・物販事業からの撤退
- 2019.03 包括協定締結
- 2019.07 賃貸借契約等基本合意



## ◆市出資による新会社（第三セクター）設立へ

### ●牛久シャトーのワイン文化活用機能（案）

◆歴史的機能 文化担当課と連携	<ul style="list-style-type: none"> <li>・牛久の歴史学習や講座を実施</li> <li>・重要文化財の成果</li> <li>・近代化産業遺産</li> <li>・日本遺産</li> </ul>
◆文化交流機能 観光担当・友好都市 担当と連携	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ワインや重要文化財建造物、日本遺産などを通じた交流事業の展開</li> <li>・国内外の姉妹都市・友好都市、関連のある都市との文化交流</li> </ul>
◆生活交流機能 市民や観光客が集う 滞在型交流の場	<ul style="list-style-type: none"> <li>・飲食スペース</li> <li>・物販スペース</li> <li>・イベントスペース</li> </ul>

## ◆市出資による新会社（第三セクター）設立へ

### ●牛久シャトーコンセプト案

#### ○基本コンセプト

- ・日本初の本格的なワイン醸造場(重要文化財)というステータスを最大限に活用し、歴史的価値を高め、観光施設としての役割を果たしていく。

#### ○運営(案)

- ・名称 (仮)牛久シャトー新会社
- ・資本金 9,500万円
- ・取締役 社長、役員3名、監査役1名
- ・従業員数 2名(発足時パート含む)

#### ○物販事業(案) ...テナント事業、自社事業

- ・スーベニアショップ
- ・旧ワインショップ



#### ○飲食事業(案)

...テナント事業、自社事業

- ・レストランキャノン
- ・バーベキューガーデン
- ・レストラン テラス・ドウ・オエノン
- ★ワインセラール



### ●三セク設立のための補正予算、上程

#### ◆収入

財政調整基金繰入金	117,064	財政調整基金より繰入
雑入	28,100	牛久シャトー施設賃貸料等
<b>合計</b>	<b>145,164</b>	

#### ◆支出

シャトー利活用経費	50,164	登記申請、シャトー管理費等
出資金	95,000	新会社への出資金
<b>合計</b>	<b>145,164</b>	

#### ○ワイン・ビール事業(案)

- ・ワイン事業
- ・ぶどう畑管理
- ・ビール事業
- ★ワイン・ビール輸入事業



#### ○その他事業(案)

- ・駐車場管理委託
- ・撮影貸出事業

## ◆ 議会での質疑及び意見

○ 第三セクター設立決定までの経緯は？

◇ 国指定重要文化財を擁する牛久シャトーの敷地をそのまま残してほしい、賑わいを取り戻してほしいとの市民、各方面からの要望に応えるためには、市が借り受けて保護していくとともに、収益を上げ、文化財の保存及び活用に充てていくために第三セクター設立に至った。

また、オエノンホールディングス株式会社には、民間企業から引き合いがあったという。市としても、シャトー全体の確実な存続が第一義と考えオエノンホールディングス株式会社との協議を進め、基本合意し、賃貸借契約を締結することとなった。

○ 第三セクターについて、新会社の役員の人選は？ 市職員が役員に就任することはあるのか？

◇ 新会社の役員には、民間の方を予定し、現在交渉中である。役員の方には経営に責任を持っていただく意味もあり、出資していただく意向である。

現段階では公表できないが、市の職員が役員に就任することはない。



○ 新会社の概算運営経費について

運営経費の算出にあたっての根拠は？

オエノンがレストラン・物販部門の赤字により撤退したことを見れば、収入の見積もりが甘すぎるのではないか。

◇ 今回の概算は、可能な限りの情報を収集し、一部オエノンからもデータをいただき試算したことから、現実からかけはなれたものではないと考えている。

自治体が収益事業を行うことはできないことから文化財の保存及び活用していくため、第三セクターを設立し、それらの経費に充てていく。

## ◆ 議会での質疑及び意見

○第三セクター設立までの流れ等について、新会社設立の手続きは？市はどこまで関与するのか？

◇今議会で議案(補正予算)が成立した後に、第三セクター設立の手続きに入る予定。定款の認証、会社登記の手続き等を行うにあたって、民間の方の登用が決まっているのでできるだけ民間の考え方を反映させられるよう、市としても支援していく。

○運営費が多額である。「可能な限りの支援」を超える可能性もある。新会社が赤字となったときの財政負担は？

◇市が出資するとはいえ民間の法人なので、通常の法人が行う金融機関からの資金調達となる。

○新会社の事業計画について

現在の提案は従来の焼き直し感が強い。経営方針もわからず、議会としては判断のしようがない。公表するのはいつか？

◇事業は民間の方主導による新会社が進めていくが、共に考えていきたい。役員が決定すれば、経営方針も述べられるのではないか。

○市民参加型の牛久シャトーの運営についての考えは？

◇牛久シャトーの草刈り等の手入れについて、ボランティアにより行ってはどうかとの意見もあり、今後考えていく。



## ◆ 新会社設立のための補正予算、可決!

情報が少なく十分な審議ができないので継続審査にすべきとの討論もあったが、賛成多数で可決。

## ◆ 議会として附帯決議、提出!

附帯決議は、本市とオエノンホールディングス株式会社との賃貸借契約締結後、契約書、新会社の事業計画、定款、並びに役員の氏名・経歴・報酬を市議会に開示するほか、財務諸表や取締役会の議事録を市議会に開示すること。新会社の設立の背景及び趣旨について、広報うしく及び市ホームページ等で市民に簡潔かつ分かりやすく説明することや新会社と定期的に経営に関する意見交換を行い、その内容と結果を市議会に報告することを求めるもの。

# 議案第40号 牛久市森林環境譲与税基金条例について

## 森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律の概要

### ◎ 森林環境税の創設[令和6年度から課税]

納税義務者等:国内に住所を有する個人に対して課する国税

税率:1,000円(年額)

賦課徴収:市町村(個人住民税と併せて実施)

### ◎ 森林環境譲与税の創設[令和元年度から譲与]

譲与総額:森林環境税の収入額(全額)に相当する額 ※

譲与団体:市町村及び都道府県

使途:(市町村)間伐や人材育成・担い手の確保、木材利用の促進や普

及啓発等の森林整備及びその促進に関する費用

譲与基準:(市町村)総額の9割に相当する額を私有林人工林面積(5/10)、林業就業者数(2/10)、人口(3/10)で按分

※令和5年度までの間は、暫定的に交付税及び譲与税特別会計における借入れにより対応。

借入金は、後年度の森林環境税の税收の一部をもって確実に償還。

# 議案第40号 牛久市森林環境

森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律の施行に伴い、国から市町村へ譲与される森林環境譲与税を、本市が実施する森林の整備及びその促進に関する施策の実施に要する経費に充てるための財源として積み立てるとともに、その用途を明確化するため、基金を新たに設置するものです。



## ● 議会での質疑及び意見

○国から牛久市へ譲与される森林環境譲与税額と用途は？

現在の試算によれば、令和3年までは400万9千円、4年から6年までは約600万円、7年から10年までは860万円弱となる。また、用途については、牛久自然観察の森の森林整備及び木育活動、小中学校における木製品の購入、公共施設の木造建設、牛久城址の森林整備、出産祝い品として木製品を贈呈することなどを考えている。

● 審査の結果、議案第40号は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。